

厚生労働省発医政 1007 第 6 号
令和 7 年 10 月 7 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成 21 年 5 月 21 日厚生労働省発医政第 0521001 号本職通知の別紙「医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和 7 年 4 月 1 日より適用することとされたので通知する。

別 紙

改正後	現行
<p>医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱</p> <p>厚生労働省発医政第0521001号 平成21年5月21日</p> <p>厚生労働省発医政0422第7号 平成22年4月22日</p> <p>厚生労働省発医政0426第6号 平成23年4月26日</p> <p>厚生労働省発医政0510第6号 平成24年5月10日</p> <p>厚生労働省発医政0520第2号 平成25年5月20日</p> <p>厚生労働省発医政0603第5号 平成26年6月3日</p> <p>厚生労働省発医政0622第7号 平成27年6月22日</p> <p>厚生労働省発医政1201第1号 平成27年12月1日</p> <p>厚生労働省発医政0511第10号 平成28年5月11日</p> <p>厚生労働省発医政0714第2号</p>	<p>医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱</p> <p>厚生労働省発医政第0521001号 平成21年5月21日</p> <p>厚生労働省発医政0422第7号 平成22年4月22日</p> <p>厚生労働省発医政0426第6号 平成23年4月26日</p> <p>厚生労働省発医政0510第6号 平成24年5月10日</p> <p>厚生労働省発医政0520第2号 平成25年5月20日</p> <p>厚生労働省発医政0603第5号 平成26年6月3日</p> <p>厚生労働省発医政0622第7号 平成27年6月22日</p> <p>厚生労働省発医政1201第1号 平成27年12月1日</p> <p>厚生労働省発医政0511第10号 平成28年5月11日</p> <p>厚生労働省発医政0714第2号</p>

別 紙

改正後	現行
平成 2 9 年 7 月 1 4 日	平成 2 9 年 7 月 1 4 日
厚生労働省発医政0831第9号 平成 3 0 年 8 月 3 1 日	厚生労働省発医政0831第9号 平成 3 0 年 8 月 3 1 日
厚生労働省発医政0924第2号 令和元年9月24日	厚生労働省発医政0924第2号 令和元年9月24日
厚生労働省発医政1224第19号 令和2年12月24日	厚生労働省発医政1224第19号 令和2年12月24日
厚生労働省発医政0921第2号 令和3年9月21日	厚生労働省発医政 第 号 令和3年9月21日
厚生労働省発医政1006第1号 令和4年10月6日	厚生労働省発医政1006第1号 令和4年10月6日
厚生労働省発医政0908第2号 令和5年9月8日	厚生労働省発医政0908第2号 令和5年9月8日
厚生労働省発医政0904第1号 令和6年9月4日	厚生労働省発医政0904第1号 令和6年9月4日
<u>厚生労働省発医政****第**号</u> <u>令和**年**月**日</u>	(新設)
医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱	医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱

別紙

改正後	現行
<p>1～2 (略)</p> <p>3 これらの補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 医療関係者研修費等補助金 一般用医薬品適正使用推進のための研修事業（医薬品適正使用推進費）令和7年6月11日医薬発 0611 第 14 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「一般用医薬品適正使用推進のための研修事業実施要綱」に基づき別に定める公募要領により採択された法人が行う事業</p> <p>(2) 臨床研修費等補助金 臨床研修事業等（医療提供体制確保対策費）</p> <p>ア 医師 平成16年10月7日医政発第 1007014 号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修費補助事業の実施について」の別添「医師臨床研修費補助事業実施要綱」に基づき、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）に基づき指定を受けた臨床研修病院の開設者等が行う臨床研修の事業（研修プログラムに基づき行う事業、<u>広域連携型プログラム作成経費及び第三者評価受審経費</u>）及び地域協議会の事業</p> <p>イ (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 これらの補助金の交付額は、次の（1）により算出された額及び次の（2）により算出された額の合計額とする。</p> <p>ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 臨床研修費等補助金 臨床研修事業等</p> <p>ア 別表2の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して、少な</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 これらの補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 医療関係者研修費等補助金 一般用医薬品適正使用推進のための研修事業（医薬品適正使用推進費）令和5年5月29日薬生発 0529 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「一般用医薬品適正使用推進のための研修事業実施要綱」に基づき別に定める公募要領により採択された法人が行う事業</p> <p>(2) 臨床研修費等補助金 臨床研修事業等（医療提供体制確保対策費）</p> <p>ア 医師 平成16年10月7日医政発第 1007014 号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修費補助事業の実施について」の別添「医師臨床研修費補助事業実施要綱」に基づき、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）に基づき指定を受けた臨床研修病院の開設者等が行う臨床研修の事業（研修プログラムに基づき行う事業）及び地域協議会の事業</p> <p>イ (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 これらの補助金の交付額は、次の（1）により算出された額及び次の（2）により算出された額の合計額とする。</p> <p>ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 臨床研修費等補助金 臨床研修事業等</p> <p>ア 別表2の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して、少な</p>

別 紙

改正後	現行
<p>い方の額を選定する。</p> <p>ただし、国立大学病院にあつては、I 医師のうち、指導医経費及び剖検経費（両経費とも研修医が国立大学病院以外の病院（国（国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構を含む。）が開設する病院を除く。）で研修を行う場合に限る。）、地元研修医採用・育成経費、へき地診療所等研修支援経費、産婦人科宿日直研修事業経費、小児科宿日直研修事業経費、<u>広域連携型プログラム作成経費及び第三者評価受審経費</u>に限り、II 歯科医師のうち、指導経費及び研修歯科医物件費（両経費とも研修歯科医が国立大学病院以外の病院（国（国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構を含む。）が開設する病院を除く。）又は診療所で研修を行う場合に限る。）、在宅歯科医療等研修推進経費（歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院若しくは診療所に限る。）に限り算定できるものとする。</p>	<p>い方の額を選定する。</p> <p>ただし、国立大学病院にあつては、I 医師のうち、指導医経費及び剖検経費（両経費とも研修医が国立大学病院以外の病院（国（国立高度専門医療研究センターを含む。）が開設する病院を除く。）で研修を行う場合に限る。）、地元研修医採用・育成経費、へき地診療所等研修支援経費、産婦人科宿日直研修事業経費、小児科宿日直研修事業経費に限り、II 歯科医師のうち、指導経費及び研修歯科医物件費（両経費とも研修歯科医が国立大学病院以外の病院（国（国立高度専門医療研究センターを含む。）が開設する病院を除く。）又は診療所で研修を行う場合に限る。）、在宅歯科医療等研修推進経費（歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院若しくは診療所に限る。）に限り算定できるものとする。</p>
<p>イ （略）</p>	<p>イ （略）</p>
<p>5 （略）</p>	<p>5 （略）</p>
<p>（申請の手続）</p>	<p>（申請の手続）</p>
<p>6 これらの補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p>	<p>6 これらの補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p>
<p><u>(5) 申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。</u></p> <p><u>ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。</u></p>	<p><u>(5) （新設）</u></p>

別 紙

改正後				現行			
7～10 (略)				7～10 (略)			
(実績報告)				(実績報告)			
11 これらの補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。				11 これらの補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。			
(1)～(4) (略)				(1)～(4) (略)			
<u>(5) 6に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。</u>				<u>(5) (新設)</u>			
12～13 (略)				12～13 (略)			
別表1 (略)				別表1 (略)			
別表2				別表2			
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
臨床研修費等補助金	臨床研修事業(教育指導経費)	I 医師 ◎ 基幹型臨床研修病院(大学病院を含む。)が申請する場合次により算定した合計額。 ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医及び都道府県が地域医療介護総合確保基金により支援する病院における対象となる研修医の人数、事業日数は含めないこと。 また、国立大学病院にあっては、指導医経費及び剖検経費	(略)	臨床研修費等補助金	臨床研修事業(教育指導経費)	I 医師 ◎ 基幹型臨床研修病院(大学病院を含む。)が申請する場合次により算定した合計額。 ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医及び都道府県が地域医療介護総合確保基金により支援する病院における対象となる研修医の人数、事業日数は含めないこと。 また、国立大学病院にあっては、指導医経費及び剖検経費	(略)

別 紙

改正後		現行	
	<p>(両経費とも研修医が国立大学病院以外の病院(国(国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構を含む。))が開設する病院を除く。)で研修を行う場合に限る。)、地元研修医採用・育成経費、へき地診療所等研修支援経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費に限り算定できるものとする。</p> <p>なお、次に掲げる①及び③に該当する場合は、合計額に 0.8 を乗じた額とし、②に該当する場合は、合計額に 0.9 を乗じた額とする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地元研修医採用・育成経費 地元出身者や同一都道府県内の医学部を卒業した医学生の採用割合の高い病院(ただし、1種及び2種地域に限る。) (15,000円/月額)×研修医延人数 <u>ただし、地元出身研修医の採用割合が50%未満の場合には、(15,000円/月額×0.5)×研修医延人数とす</u></p>		<p>(両経費とも研修医が国立大学病院以外の病院(国(国立高度専門医療研究センターを含む。))が開設する病院を除く。)で研修を行う場合に限る。)、地元研修医採用・育成経費、へき地診療所等研修支援経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費に限り算定できるものとする。</p> <p>なお、次に掲げる①及び③に該当する場合は、合計額に 0.8 を乗じた額とし、②に該当する場合は、合計額に 0.9 を乗じた額とする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地元研修医採用・育成経費 地元出身者や同一都道府県内の医学部を卒業した医学生の採用割合の高い病院(ただし、1種及び2種地域に限る。) (15,000円/月額)×研修医延人数</p>

別 紙

改正後				現行			
		<p><u>る。</u></p> <p>3～8 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>◎ 協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医及び都道府県が地域医療介護総合確保基金により支援する病院における対象となる研修医の人数、事業日数は含めないこと。 また、国立大学病院にあっては、指導医経費及び剖検経費（両経費とも研修医が国立大学病院以外の病院（国（国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構を含む。）が開設する病院を除く。）で研修を行う場合に限る。）、地元研修医採用・育成経費、へき地診療所等研修支援経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費に限り算定できるものとする。 次に掲げる①に該当する場合</p>				<p>3～8 (略)</p> <p><u>(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。</u></p> <p>◎ 協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医及び都道府県が地域医療介護総合確保基金により支援する病院における対象となる研修医の人数、事業日数は含めないこと。 また、国立大学病院にあっては、指導医経費及び剖検経費（両経費とも研修医が国立大学病院以外の病院（国（国立高度専門医療研究センターを含む。）が開設する病院を除く。）で研修を行う場合に限る。）、地元研修医採用・育成経費、へき地診療所等研修支援経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費に限り算定できるものとする。 次に掲げる①に該当する場合は、合計額に 0.8 を乗じた額と</p>	

別 紙

改正後		現行	
	<p>は、合計額に 0.8 を乗じた額とし、②に該当する場合は、合計額に 0.9 を乗じた額とする。</p> <p>① 研修医に決まって支払われる給与（時間外手当、当直手当等を除く。）が年額 720 万円を超える場合（都道府県の要請等により受け入れた自治医科大学の医学部卒業生を除く。）</p> <p>② 研修医に決まって支払われる給与（時間外手当、当直手当等を除く。）が年額 630 万円を超え、720 万円以下の場合（都道府県の要請等により受け入れた自治医科大学の医学部卒業生を除く。）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地元研修医採用・育成経費 地元出身者や同一都道府県内の医学部を卒業した医学生の採用割合の高い病院（ただし、1 種及び 2 種地域に限る。） (15,000 円/月額) × 研修医延人数 <u>ただし、地元出身研修医の採用割合が 50%未満の場合には、(15,000 円/月額×0.5) × 研修医延人数とする。</u></p>		<p>し、②に該当する場合は、合計額に 0.9 を乗じた額とする。</p> <p>① 研修医に決まって支払われる給与（時間外手当、当直手当等を除く。）が年額 720 万円を超える場合（都道府県の要請等により受け入れた自治医科大学の医学部卒業生を除く。）</p> <p>② 研修医に決まって支払われる給与（時間外手当、当直手当等を除く。）が年額 630 万円を超え、720 万円以下の場合（都道府県の要請等により受け入れた自治医科大学の医学部卒業生を除く。）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地元研修医採用・育成経費 地元出身者や同一都道府県内の医学部を卒業した医学生の採用割合の高い病院（ただし、1 種及び 2 種地域に限る。） (15,000 円/月額) × 研修医延人数</p>

別 紙

改正後				現行			
		3～5 (略)				3～5 (略)	
		<u>(削除)</u>				<u>(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。</u>	
	臨床研修事業 (地域協議会経費)	1,932千円	(略)		臨床研修事業 (地域協議会経費)	1,932千円	(略)
		<u>(削除)</u>				<u>(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。</u>	

別 紙

<p>臨床研修事業 (広域連携型プログラム作成経費及び第三者評価受審経費)</p>	<p>◎ <u>基幹型臨床研修病院(大学病院を含む。)が申請する場合次により算定した合計額。</u> <u>国立大学病院にあっては、広域連携型プログラム作成経費及び第三者評価受審経費を算定できるものとする。</u></p> <p>1 <u>広域連携型プログラム作成経費</u> <u>広域連携型プログラムを設けた病院</u> <u>(538,000 円/年額) × 広域連携型プログラム数</u></p> <p>2 <u>第三者評価受審経費</u> <u>NPO 法人卒後臨床研修評価機構が行う臨床研修病院の第三者評価を受審し、認定を受けた病院</u> <u>250,000 円/年額</u></p>	<p><u>臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費(ただし、人件費については事業主が負担する健康保険料、共済掛金、雇用保険料及び労災保険料等については臨床研修費等補助金の補助対象とならない)</u></p> <p>1 <u>広域連携型プログラム作成経費</u> <u>職員基本給、職員諸手当(非常勤含む)、非常勤職員手当(事務補助者雇上経費)、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費</u></p> <p>2 <u>第三者評価受審経費(ただし、初回調査と更新調査の臨床研修評価料を補助対象とし、中間書面調査の臨床研修評価料</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
---	---	---	-------------	-------------	-------------

別紙

改正後				現行			
			は補助対象とならない) <u>雑役務費（手数料等）</u>				
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
(削除)	歯科医師臨床研修事業（教育指導経費）	<p>II 歯科医師</p> <p>◎ 単独型又は管理型臨床研修施設（大学病院を含む。）が申請する場合</p> <p>次により算定した合計額</p> <p>ただし、算定に当たって、研修歯科医延人数、事業実施研修歯科医数には、国が開設する施設等補助対象外の施設における研修歯科医の人数は含めないこと。</p> <p>また、研修歯科医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修歯科医数の総和であること。</p> <p>また、国立大学病院にあっては、指導経費及び研修歯科医物件費（両経費とも研修歯科医が国立大学病院以外の病院（国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構を含む。）が開設する病院を除く。）又は診療所で研修を行う場合に限る。）、在宅歯科医療等研修推進経費（歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院若しくは診療所に限る。）に</p>	(略)	臨床研修費等補助金	歯科医師臨床研修事業（教育指導経費）	<p>II 歯科医師</p> <p>◎ 単独型又は管理型臨床研修施設（大学病院を含む。）が申請する場合</p> <p>次により算定した合計額</p> <p>ただし、算定に当たって、研修歯科医延人数、事業実施研修歯科医数には、国が開設する施設等補助対象外の施設における研修歯科医の人数は含めないこと。</p> <p>また、研修歯科医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修歯科医数の総和であること。</p> <p>また、国立大学病院にあっては、指導経費及び研修歯科医物件費（両経費とも研修歯科医が国立大学病院以外の病院（国（国立高度専門医療研究センターを含む。）が開設する病院を除く。）又は診療所で研修を行う場合に限る。）、在宅歯科医療等研修推進経費（歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院若しくは診療所に限る。）に限り算定で</p>	(略)

別 紙

改正後		現行	
	<p>限り算定できるものとする。</p> <p>1～7 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>◎ 協力型臨床研修施設が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修歯科医延人数には、国が開設する施設等補助対象外の施設における研修歯科医の人数は含めないこと。 また、研修歯科医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修歯科医数の総和であること。 国立大学病院にあっては、指導経費及び研修歯科医物件費（両経費とも研修歯科医が国立大学病院以外の病院（国（国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構を含む。）が開設する病院を除く。）又は診療所で研修を行う場合に限り算定できるものとする。</p> <p>1～2 (略)</p>		<p>きるものとする。</p> <p>1～7 (略)</p> <p><u>(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。</u></p> <p>◎ 協力型臨床研修施設が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修歯科医延人数には、国が開設する施設等補助対象外の施設における研修歯科医の人数は含めないこと。 また、研修歯科医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修歯科医数の総和であること。 国立大学病院にあっては、指導経費及び研修歯科医物件費（両経費とも研修歯科医が国立大学病院以外の病院（国（国立高度専門医療研究センターを含む。）が開設する病院を除く。）又は診療所で研修を行う場合に限り算定できるものとする。</p> <p>1～2 (略)</p>

別 紙

改正後				現行			
		<u>(削除)</u>				<u>(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。</u>	